

家庭裁判所審判事件にみる扶養と家族関係

佐藤 美津留（お茶の水女大）

【目的】日本の社会において、かつては長子あるいは特定の子どもが家産を単独相続し、その代わりに老親の扶養を全面的に引き受けるという、旧来からの規範が成り立っていたものが、近年寿命の伸展・家族の構造上の変化などに伴い‘高齢者’の立場に著しい変化をもたらした。家庭裁判所の審判事件に現われた高齢者の扶養請求事件の数や質においても、この半世紀で大きな変化が見られる。それを時系列で捕らえ、かつ同時代に行なわれた社会調査なども照合しながら内容を検討することで高齢者の立場を考察する。

【方法】最高裁判所事務総局『家庭裁判月報』の、1950年代から1990年代までをレビューし、そのなかで高齢者の扶養、相続、遺産分割などに関する事件を抽出して考察する。それらの事件を時系列的、かつ内容の質的变化を中心に検討する。

【結果】①『家庭裁判月報』で取り上げられた家事審判事件を見る限りにおいて、1949年4月の第1号から10年間ほどは離婚、養子縁組(離縁約)、人身売買などの事件が目立ち、扶養問題も未成熟子に対するものが多く、老親の扶養問題はまだ台頭していないことが見いだされた。すなわちこの時期はまだ高齢者と成人子との同居規範の残存がうかがわれる。②1960年代に入ると扶養義務者間、別居の親子間の紛争が表出してくる。③扶養義務者の老親扶養の重さに対する不満が多く現われるが、基本的には親族扶養の原則に基づいて紛争が解決されている。④扶養の分担や遺産分割に関しては、‘生前贈与’や‘寄与分’が充分考慮されるようになる。⑤紛争解決に際しては話し合いに重点がおかれ、同居を無理に勧めることではなく福祉施設などの利用を考慮する傾向がみられる。